

目 次

日本薬学図書館協議会会則	1
加入等に関する細則	6
理事・監事の選出手続に関する細則	7
理事の役務分担に関する細則	8
事務局の業務に関する細則	8
司書および主務者会議の細則	9
日本薬学図書館協議会研究集会の細則	9
雑誌問題検討委員会の細則	10
組織・制度委員会の細則	10
教育・研究委員会の細則	11
日本薬学会年会「薬学図書館協議会」シンポジウム企画・運営委員会の細則	11
編集委員会の細則	12
広報委員会の細則	12
日本薬学図書館協議会北海道・東北地区協議会会則	13
日本薬学図書館協議会関東地区協議会会則	14
日本薬学図書館協議会東海地区協議会会則	15
日本薬学図書館協議会北陸・信越地区協議会会則	17
日本薬学図書館協議会近畿・中四国・九州地区協議会会則	19
日本薬学図書館協議会所有電子媒体資料利用規程	22
日本薬学図書館協議会旅費規程	24
日本薬学図書館協議会諸金規程	25
災害時における図書館（室）等協力マニュアル	26
日本薬学図書館協議会 個人情報保護方針	27

日本薬学図書館協議会会則

(昭和 30 年 10 月 29 日制定)

改正 平成 2 年 5 月 31 日
平成 3 年 5 月 31 日
平成 5 年 5 月 28 日
平成 9 年 5 月 30 日
平成 12 年 5 月 26 日
平成 13 年 6 月 8 日
平成 14 年 6 月 7 日
平成 15 年 6 月 9 日
平成 16 年 6 月 8 日
平成 17 年 6 月 3 日
平成 18 年 6 月 9 日
平成 19 年 5 月 25 日
平成 20 年 6 月 13 日
平成 21 年 7 月 17 日
平成 23 年 5 月 27 日
平成 24 年 6 月 15 日
平成 25 年 6 月 7 日
平成 26 年 6 月 6 日
平成 28 年 6 月 10 日
平成 30 年 6 月 1 日

[名称]

第 1 条 本会は、日本薬学図書館協議会、略称薬図協 (The Japan Pharmaceutical Library Association、略称 J P L A) と称する。

[事務局]

第 2 条 本会は、事務局を株式会社毎日学術フォーラム内に置く。

2 事務局の業務の細則は、別に定める。

[目的]

第 3 条 本会は、第 4 条に掲げる薬学図書館の事業を通して、教育・研究に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

[事業]

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、会員相互の協力により、次の事業を行う。

- (1) 薬学図書館の管理、運用、技術に関する情報交換および情報発信
- (2) 会員の資質の向上のために必要な研修事業
- (3) 図書館資料等の共同購入、相互利用等
- (4) 機関誌「薬学図書館」の発行、薬学図書館に関する出版
- (5) 日本薬学会年会「薬学図書館協議会」シンポジウムの企画、運営
- (6) 関係諸団体との情報交換および共同事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

[会員]

第 5 条 本会の加入基準は、次の通りとし、この会員をもって組織する。

- (1) 正会員 A：薬学系の大学（学部・学科）図書館（室）およびこれに準ずる研究所図書館（室）で

あり、本会事業に協力し得ること。

(2) 正会員B：薬学関連企業等の図書館（室）であり、本会事業に協力し得ること。

(3) 正会員C：大学およびこれに準ずる研究所等の図書館（室）であり、JPLA 電子ジャーナル・コンソーシアムへの参加等ができること。

(4) 正会員D：企業等の図書館（室）であり、JPLA 電子ジャーナル・コンソーシアムへの参加等ができること。

(5) 個人会員：本会の目的に賛同し本会事業に協力し得る個人。

(6) 協賛会員：本会事業に協賛する団体および個人。

(7) 名誉会員：本会則第 29 条に定める個人。

2 会員の加入等に関する細則は別に定める。

[入会金]

第6条 正会員は、入会に際し、別に定める入会金を納入しなければならない。

[会費]

第7条 会員は、別に定める会費を毎年納入しなければならない。ただし、名誉会員は、会費の納入を要しない。

[退会]

第8条 会員が退会しようとするときは、書面をもって会長に届け出なければならない。

2 理事会は、前項の届出書を審議し、その結果を当該会員に通知する。届出書を受理したときは、その結果を総会に報告しなければならない。

3 その場合、納付済みの会費は返還しない。

[除名]

第9条 本会の趣旨に背く行為、3年以上にわたる会費の未納があった会員は、理事会および総会の議を経て除名する。

2 会長は、理事会および総会で除名の議決がなされたときは、当該会員の長にその旨を通知する。

3 その場合、納付済みの会費は返還しない。

[役員]

第10条 本会に、次の役員を置く。役員およびその定数は以下の通り。

会長 1名

副会長 1名

理事 7名以上10名以内

監事 2名

評議員 本会則第14条に定める数

2 理事のうち、1名を専務理事とする。

[役員を選任]

第11条 会長は、第11条3項に基づく会長候補者を、評議員会が総会に提案し、総会において選出する。

2 副会長は、会長が第12条3項に基づく理事候補者のうちから候補者1名を推薦し、総会において選出する。

3 会長の選出手続きに関する細則は、別に定める。

第12条 理事は、第12条3項に基づく理事候補者を、評議員会が総会に提案し、総会において選出する。

2 専務理事は、理事の互選により選出する。

3 理事の選出手続きに関する細則は、別に定める。ただし、学識経験者が占める理事の選出数は、理事総数の3分の1を超えないものとする。

第13条 監事は、第13条3項に基づく監事候補者を、評議員会が総会に提案し、総会において選出する。

2 監事は、会長、理事および評議員を兼ねることはできない。

3 監事の選出手続きに関する細則は、別に定める。

第14条 評議員は、各地区の正会員A、Bの職員の互選により各地区から2名および会長の推薦による者5名以内を選出し、総会において承認をうける。

2 地区より互選される評議員2名の2年の任期は重ならず、毎年1名を改選の対象とする。

[役員欠員補充]

第15条 役員に定数割れが生じたときは、速やかに以下の対応をとるものとする。

2 会長の欠員は、副会長が代行を務める。

3 副会長の欠員は会長が、理事、監事の欠員は理事会で候補者を推薦し評議員会が承認する。なお、該当役員の任期中に総会が開催される場合は、総会の追加承認を行う

4 評議員の欠員は、地区で互選して補充する。

[役員任期]

第16条 役員任期は、1期を2年とし、継続3期を上限とする。ただし、会長または理事会が指名し、評議員会および当該者が了承した場合は、その限りではない。

2 補充により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は所属機関を退職した場合には原則として退任するものとする。ただし会長はこの限りではない。

[役員職務]

第17条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

第18条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

2 専務理事は理事会を代表し、その職務を統括する。

第19条 理事会は会務を処理し、本会運営の責にあたる。

2 理事の役務分担は、別に定める。

第20条 監事は、本会の会務および経理を監査する。

第21条 評議員は、評議員会を組織し、次の事項を評議する。

(1) 理事会に対する要望または勧告に関する事項

(2) 理事会より諮問を受けた重要案件に関する事項

[会議]

第22条 総会は、本会の最高意思決定機関であり、正会員および個人会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 定期総会は、毎年1回開催する。

4 正会員、個人会員および理事会は、定期総会に議案を提案することができる。

(1) 正会員または個人会員が議案を提出する場合、定期総会開催の1月以前に、提案しようとする議案に理由を示して、会長に提出しなければならない。

(2) 理事会は、正会員または個人会員から提出された議案を検討し、必要があれば評議員会の議を経て、総会に諮る。

5 臨時総会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員A、Bの3分の1以上から、議案と理由を示して開催の請求があったとき。

(3) 監事が一致して開催を請求したとき。

6 総会の出席者は、正会員の館長、主任司書および個人会員、または館長および主任司書の各々の委任を受けた者とする。

7 総会の議長は、出席している正会員の互選により選出する。

8 総会の議決は、1正会員、1個人会員1票とする。

9 協賛会員および名誉会員は、総会に出席して意見を述べるることができる。

第23条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業報告および収支決算に関する事項。
- (2) 事業計画および収支予算に関する事項。
- (3) 理事会において必要と認められた事項。

第24条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第25条 評議員会は、評議員をもって構成し、理事会が必要と認めるとき、もしくは評議員の3分の1以上から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 評議員会は、毎年1回以上開催するものとする。
- 3 評議員会の議長は、評議員の互選による。
- 4 評議員会には会長、理事および監事は、出席するものとする。

第26条 司書および主務者会議は、正会員の司書および主務者をもって構成し、会長が招集する。

- 2 司書および主務者会議は、理事会の諮問機関として、薬学図書館事業推進の提言および図書館業務に関連した事項の協議・答申を行う。
- 3 司書および主務者会議の細則は、別に定める。

第27条 会議は、構成員の3分の2以上（委任状を含む）をもって構成し、すべての議事は、本会則に別段の定めがないときは、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

[委員会]

第28条 本会は、事業遂行上必要あるときは、専門事項処理のために、各種委員会を設けることができる。

- 2 委員会の活動は、理事会の指示に従い、活動結果は、理事会、総会に報告しなければならない。
- 3 委員の選任方法については、別に定める各委員会の細則に従う。

[名誉会員]

第29条 本会の活動に対して顕著な功績があった会員の職員および個人会員が退職または退会した場合、名誉会員として推戴することができる。

- 2 名誉会員は、理事会が推薦し、総会の承認をうける。
- 3 名誉会員は、総会および各種委員会等に出席して意見を述べることができる。

[地区]

第30条 本会は、事業遂行のため、次の地区に分ける。

- (1) 北海道・東北地区
- (2) 関東地区
- (3) 北陸・信越地区
- (4) 東海地区
- (5) 近畿・中四国・九州地区

第31条 各地区は、地区協議会を設け、その発議によりまたは理事会の指示に従い、その地区の事業を遂行する。

[経費]

第32条 本会の経費は、本会会員の会費、入会金、資産または事業から生ずる収入および寄付金その他をもって充てる。

[事業および会計年度]

第33条 本会の事業および会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

[細則]

第34条 本会は、必要に応じて理事会および評議員会の議を経て、細則を定めることができる。

[会則改正]

第35条 本会則の改正は、理事会において発議し、評議員会の議を経て、総会の議決を経なければならない。

[解散]

第36条 総会において、正会員の3分の2以上の同意を得なければ、本会の解散を議決することはできない。

附則

この会則は、昭和30年10月29日から施行する。

この会則は、平成2年5月31日から施行する。

この会則は、平成3年5月31日から施行する。

この会則は、平成5年5月28日から施行する。

この会則は、平成9年5月30日から施行する。

この会則は、平成12年5月26日から施行する。

この会則は、平成13年6月8日から施行する。

この会則は、平成14年6月7日から施行する。

この会則は、平成15年6月9日から施行する。

この会則は、平成16年6月8日から施行する。

この会則は、平成17年6月3日から施行する。

この会則は、平成18年6月9日から施行する。

この会則は、平成19年5月25日から施行する。

この会則は、平成20年6月13日から施行する。

この会則は、平成21年7月17日から施行する。

この会則は、平成23年5月27日から施行する。

この会則は、平成24年6月15日から施行する。

この会則は、平成25年6月7日から施行する。

2 この会則の施行により、第16条の規程に関わらず、平成26年度に改選される評議員の任期は、1期1年と2年の2名を選出する。

この会則は、平成26年6月6日から施行する。

この会則は、平成28年6月10日から施行する。

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

加入等に関する細則

- 第1条 本会会則第5条2項、6条および7条に基づいて、本細則を定める。
- 第2条 本会への加入は、本細則による。
- 第3条 正会員A、Bへの加入を希望する図書館（室）は、入会申込書に下記書類添付の上、当該機関の長から会長に申し込むものとする。
- (1) 職員名簿（履歴および資格等）
 - (2) 運営機構
- 第4条 正会員C、D、個人会員および協賛会員への加入を希望する団体および個人は、入会申込書に必要事項を記入の上、会長に申し込むものとする。
- 第5条 理事会は、上記資料の審査を行い、加入資格を満たすと判断されるとき、入会を承認する。その結果は、総会に報告するものとする。
- 第6条 正会員は入会に際し入会金を納入しなければならない。入会金は次の通りとする。
- (1) 正会員 A、B 100,000円
 - (2) 正会員 C、D 50,000円
- 第7条 正会員、個人会員および協賛会員は、次に定める会費を納入しなければならない。本会の会費は、年額次の通りとする。
- (1) 正会員 A 50,000円
 - (2) 正会員 B 100,000円
 - (3) 正会員 C 60,000円
 - (4) 正会員 D 110,000円
 - (5) 個人会員 10,000円
 - (6) 協賛会員 20,000円（1口）、1口以上

附則

- この細則は、昭和51年4月1日から施行する。
- この細則は、平成9年5月31日から施行する。
- この細則は、平成13年6月8日から施行する。
- この細則は、平成14年7月6日から施行する。
- この細則は、平成15年6月9日から施行する。
- この細則は、平成19年5月1日から施行する。
- この細則は、平成24年6月15日から施行する。
- この細則は、平成30年6月1日から施行する。

会長・理事・監事の選出手続に関する細則

第1条 本会会則第11条3項、第12条3項および第13条3項に基づいて、本細則を定める。

第2条 会長・理事・監事の選出に係る事務手続は、次の通りとする。

- (1) 会長・理事・監事改選年の1月15日までに、評議員会は、立候補者、推薦候補者の受付を公示する。
- (2) 公示は、JPLA ホームページ上に行う。また、事務局より事務用メーリングリストに流すとともに正会員・個人会員宛に郵送する。
- (3) 立候補者、推薦候補者の受付締切日は、2月末日とする。
- (4) 立候補者は、別紙様式1に必要事項を記入し、事務局に受付締切日までに、郵送する。
- (5) 推薦候補者を推薦する場合は、本人の承諾を得た上で、別紙様式2に必要事項を記入して事務局に受付締切日までに、郵送する。
- (6) 評議員会は、受け付けた書式の内容に不備がないもの、また本細則第3条に掲げる要件を立候補者、推薦候補者が満たすものを、会長・理事・監事の各役員の候補者として、総会に提案する。

第3条 各役員候補者は、以下に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 会長候補者は、本会会長の職に相応しい薬学および図書館に対する学識経験者であること。
- 2 理事候補者、監事候補者は、正会員A、Bの職員、個人会員もしくは学識経験者であること。

附則

この細則は、平成19年5月25日から施行する。

この細則は、平成24年6月15日から施行する。

この細則は、平成26年6月6日から施行する。

(別紙様式1)

立候補役職名：1. 理事 2. 監事

立候補者名：

所属機関名：

所属機関連絡先：1. 住所

2. 電話番号

3. Eメールアドレス

立候補所信：

(別紙様式2)

推薦役職名：1. 理事 2. 監事

推薦候補者名：

推薦候補者所属機関名：

推薦候補者所属機関連絡先：1. 住所

2. 電話番号

3. Eメールアドレス

推薦者名：

推薦者所属機関名：

推薦者所属機関連絡先：1. 住所

2. 電話番号

3. Eメールアドレス

推薦理由：

理事の役務分担に関する細則

第1条 本会会則第19条2項に規定する理事の役務分担につき、本会会則第34条に基づいて、本細則を定める。

第2条 理事の役務分担は、次の通りとする。

- (1) 総務・渉外
- (2) 組織・制度
- (3) 財務
- (4) 教育・研究
- (5) 編集・出版
- (6) 広報

第3条 各役務分担が担当する各種委員会等は、次の通りとする。

- (1) 総務・渉外：司書および主務者会議、雑誌問題検討委員会
- (2) 組織・制度：組織・制度委員会
- (3) 財務
- (4) 教育・研究：教育・研究委員会、日本薬学会年会「薬学図書館協議会シンポジウム」企画・運営委員会
- (5) 編集・出版：機関誌「薬学図書館」編集委員会
- (6) 広報：広報委員会、要覧編集委員会

附則

この細則は、平成9年5月30日から施行する。

この細則は、平成10年9月1日から施行する。

この細則は、平成13年7月19日から施行する。

この細則は、平成14年7月19日から施行する。

この細則は、平成19年5月1日から施行する。

この細則は、平成24年6月15日から施行する。

事務局の業務に関する細則

第1条 本会会則第2条2項に基づいて、本細則を定める。

第2条 事務局の業務は、次の通りとする。

- (1) 総務（理事等の委嘱状、会議等の連絡・調整等の庶務的業務）
- (2) 財務（予算、決算、業務委託先との連絡・調整）
- (3) 渉外（各地区・各委員会との連絡・調整）
- (4) その他

第3条 事務局の業務は、その一部を外部に委託することができる。

附則

この細則は、平成9年5月30日から施行する。

司書および主務者会議の細則

- 第1条 本会会則第26条3項に基づいて、本細則を定める。
- 第2条 司書および主務者会議の議長は、出席する司書および主務者の互選による。
- 第3条 議案は前もって、理事会から提案する。
- 第4条 司書および主務者会議に正会員が議案を提案しようとする場合は、1月以前に議案に理由を示して、会長にて提出する。
- 第5条 議案の内容によっては、関係者および学識経験者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

附則

- この細則は、平成9年5月30日から施行する。
- この細則は、平成13年6月8日から施行する。
- この細則は、平成24年6月15日から施行する。

日本薬学図書館協議会研究集会の細則

- 第1条 本会会則第4条(7)の目的を達成するため、本会会則第34条に基づいて、本細則を定める。
- 第2条 本会加盟館(室)職員の資質の向上を計るとともに、研究発表のために毎年研究集会を開催する。
- 第3条 研究集会の企画は、担当理事および担当地区の協議による。
- 第4条 開催担当館は、各地区ごとに当番制とする。
- 第5条 研究集会の各地区の開催担当は、次の通りとする。
- (1) 関東地区および近畿・中四国・九州地区 3年に1回
 - (2) 北海道・東北地区、東海地区、北陸・信越地区 9年に1回
- 第6条 研究集会の開催順序は、次の通りとする。
- (1) 関東地区
 - (2) 近畿・中四国・九州地区
 - (3) 東海地区
 - (4) 関東地区
 - (5) 近畿・中四国・九州地区
 - (6) 北陸地区
 - (7) 関東地区
 - (8) 近畿・中四国・九州地区
 - (9) 北海道・東北地区
- 以下、この順序の繰返しとする。
- 第7条 開催経費は、会費徴収により運営し、本会から補助を行うものとする。
- 第8条 開催担当館は、開催経費の決算報告を会長に提出する。
- 第9条 開催担当館への依頼は、会長が行う。

附則

- この細則は、平成9年5月30日から施行する。
- この細則は、平成22年4月28日から施行する。
- この細則は、平成24年6月15日から施行する。

雑誌問題検討委員会の細則

- 第1条 本会会則第4条(2)(3)(4)の目的を達成するため、本会会則第28条に基づいて、雑誌問題検討委員会を設置する。
- 第2条 雑誌問題検討委員会は、各館の協力のもとに雑誌に関する諸問題解決のために活動を行う。
- 第3条 雑誌問題検討委員は若干名とする。
- 第4条 雑誌問題検討委員の選出は、各館からの推薦および委員会の推薦による。
- 第5条 雑誌問題検討委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 雑誌問題検討委員会の委員長は、委員の互選による。
- 第7条 雑誌問題検討委員は、会長が委嘱する。

附則

- この細則は、平成13年1月31日から施行する。
この細則は、平成24年6月15日から施行する。

組織・制度委員会の細則

- 第1条 本会会則第28条に基づいて、組織・制度委員会（以下、委員会という）を設置する。
- 第2条 委員会は、各館の協力のもとに協議会の組織及び制度に関する諸事項について審議し、理事会に提言・答申することを目的とする。
- 第3条 委員は、若干名で構成する。
- 第4条 委員の選出は、委員会の推薦による。
- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 委員会の委員長は、委員の互選による。
- 第7条 委員は、会長が委嘱する。

附則

- この細則は、平成22年10月27日から施行する。
この細則は、平成24年6月15日から施行する。

教育・研究委員会の細則

- 第1条 本会会則第4条(7)の目的を達成するため、本会会則第28条に基づいて、教育・研究委員会を設置する。
- 第2条 教育・研究委員会は、各館の協力のもとに研究集会、研修会および総会講演等の内容に関する企画およびスケジュール作成を行なう。
- 第3条 教育・研究委員は若干名とする。
- 第4条 教育・研究委員の選出は、各館からの推薦および委員会の推薦による。
- 第5条 教育・研究委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 教育・研究委員会の委員長は、委員の互選による。
- 第7条 教育・研究委員は、会長が委嘱する。

附則

この細則は、平成10年9月1日から施行する。
この細則は、平成24年6月15日から施行する。

日本薬学会年会「薬学図書館協議会」シンポジウム企画・運営委員会の細則

- 第1条 本会会則第4条(6)の目的を達成するため、本会会則第28条に基づいて、日本薬学会年会「薬学図書館協議会」シンポジウム企画・運営委員会を設置する。
- 第2条 企画・運営委員会は、各館および薬学図書館関連機関等の協力のもとで、「薬学図書館協議会」シンポジウムを開催することを目的とする。
- 第3条 企画・運営委員は、若干名とする。
- 第4条 企画・運営委員の選出は、各館からの推薦および理事会等の指名による。
- 第5条 企画・運営委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 企画・運営委員会の委員長は、役員から選出し、副委員長は、開催地区から選出することを原則とする。また、企画・運営委員のうちから幹事を1名選出する。
- 第7条 企画・運営委員は、会長が委嘱する。

附則

この細則は、平成9年5月30日から施行する。
この細則は、平成14年4月25日から施行する。
この細則は、平成24年6月15日から施行する。

編集委員会の細則

- 第1条 本会会則第4条(4)および(5)の目的を達成するため、本会会則第28条に基づいて、編集委員会を設置する。
- 第2条 編集委員会は、各館の協力のもとに、機関誌「薬学図書館」・要覧・雑誌所在目録等の編集・出版を行う。
- 第3条 編集委員は、若干名とする。
- 第4条 編集委員の選出は、各館からの推薦および委員会の推薦による。
- 第5条 編集委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 編集委員会の委員長は、委員の互選による。
- 第7条 編集委員は、会長が委嘱する。

附則

この細則は、平成9年5月30日から施行する。

この細則は、平成10年9月1日から施行する。

この細則は、平成24年6月15日から施行する。

広報委員会の細則

- 第1条 本会会則第3条の目的を達成するため、本会会則第28条に基づいて、広報委員会を設置する。
- 第2条 広報委員会は、各館の協力のもとに薬図協の広報活動、ホームページの管理・運営および会員の拡充等を行なう。
- 第3条 広報委員は若干名とする。
- 第4条 広報委員の選出は、各館からの推薦および委員会の推薦による。
- 第5条 広報委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 広報委員会の委員長は、委員の互選による。
- 第7条 広報委員は、会長が委嘱する。

附則

この細則は、平成10年9月1日から施行する。

この細則は、平成24年6月15日から施行する。

日本薬学図書館協議会
北海道・東北地区協議会会則

[趣旨]

第1条 この会則は、日本薬学図書館協議会会則第30条に基づき、日本薬学図書館協議会 北海道・東北地区協議会（以下「本会」という）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

[目的]

第2条 本会は、日本薬学図書館協議会の事業を補佐し、地区活動の円滑な運営をはかることを目的とする。

[事業]

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 日本薬学図書館協議会の指示する事業
- (2) その他目的達成のための事業

[組織]

第4条 本会は、日本薬学図書館協議会加盟の、北海道・東北地区加盟館をもって組織する。

[幹事館]

第5条 本会に幹事館を置く。

- 2 幹事館は、持ち回りとし、その任期は2年とする。
- 3 幹事館は、本会を代表し対外的な交渉・連絡にあたり、本会事業を執行する。

[総会]

第6条 本会総会は、幹事館が召集し、年1回開催するものとする。ただし、必要ある時は臨時に開催することができる。

- 2 総会の議長は、幹事館があたる。
- 3 総会は、加盟館総数の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席館の過半数の同意によって決定する。

[会計]

第7条 本会の経費は、日本薬学図書館協議会の地区運営費をもってあてる。

- 2 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

[会則の変更]

第8条 本会会則の変更は、総会で加盟館の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

日本薬学図書館協議会
関東地区協議会会則

[名称]

第1条 日本薬学図書館協議会会則第30条及び31条に基づき、地区協議会を設け、日本薬学図書館協議会関東地区協議会(以下「地区会」という)と称する。

[構成]

第2条 地区会は、日本薬学図書館協議会(以下「協議会」という。)加盟の関東地区会員(以下「会員」という。)をもって構成する。

[目的]

第3条 地区会は、会員相互の緊密なる連絡と協力により、協議会の諸事業を補佐し、薬学図書館の振興をはかることを目的とする。

[事業]

第4条 地区会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 2 協議会の指示する事業
- 3 その他目的を達成するために必要な事業

[事務所]

第5条 地区会の事務所は、当番館に置く。

[当番館、協力館及び監査館]

第6条 地区会運営のために、当番館1館、協力館若干館及び監査館を置く。

第7条 当番館、協力館及び監査館は、地区会会議(以下「会議」という。)で互選する。当番館は協力館から選出され、任期は1年とする。協力館の任期は2年、監査館の任期は1年とする。

第8条 当番館は、地区会を代表し対外的な交渉連絡に当たり、地区会事業を執行する。また必要に応じ会議を開催する。

第9条 協力館は、当番館を補佐し、当番館に事故あるときはその職務を代行する。

第10条 監査館は地区会の監査を行う。

[会議]

第11条 会議は、年1回以上開催する。

- 2 会議の議長は、当番館が当たる。但し、当番館が議長を務めることで議事の進行に支障が生じる場合は、協力館の互選により選出する。
- 3 会議は、正会員A、Bおよび個人会員の3分の2以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、議事は、その過半数の同意によって決定する。但し、議決権は1会員1票とする。
- 4 正会員C、Dは、会議に出席して意見を述べることができる。

[会計]

第12条 地区会の経費は、協議会地区運営費をもってあてる。会計年度は、協議会の会計年度に準ずる。

[会則の変更]

第13条 この会則の変更は、会議で正会員A、Bおよび個人会員の3分の2以上(委任状を含む)の同意をもって決定する。

附則

この会則は、昭和53年4月1日から施行する。

平成元年5月10日会則一部改正。

平成26年5月19日会則一部改正。

平成14年12月6日会則一部改正。

平成22年5月11日会則一部改正。

平成25年5月31日会則一部改正。

日本薬学図書館協議会
東海地区協議会会則

[名称]

第1条 本会は日本薬学図書館協議会(以下「協議会」という。)会則第30条及び第31条に基づいて設置され、日本薬学図書館協議会東海地区協議会(以下「本会」という。)という。

[目的]

第2条 本会は、東海地区薬学図書館事業の振興を図り、日本薬学図書館協議会の事業を補佐し、薬学教育及び研究に寄与することを目的とする。

[事業]

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 薬学図書館の管理、運用技術に関する調査、研究
- (2) 図書館資料の協定購入、共同目録作業、総合目録の作成
- (3) 図書文献の交換、補充、相互貸借、複写利用等の協調斡旋
- (4) 内外関係諸団体との資料、情報の交換及び連携
- (5) 研究会、講習会、展示会等の開催
- (6) その他目的達成のための事業

[組織]

第4条 本会は、協議会会則第5条に定める会員のうち東海地区に属する会員(以下「会員」という。)をもって組織する。

[当番館]

第5条 本会に、当番館を置く。

- 2 当番館は、総会で互選し、その任期は1年とする。ただし、再任することができる。
- 3 当番館は、総会決定事項及び庶務に関する一般事項を処理する。

[総会]

第6条 本会の定例総会は、毎年1回当番館が召集して開くものとする。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 総会の議長は、当番館の館長をもって充てる。
- 3 総会は、協議会(以下同じ)正会員A及びBの館数3分の2以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、議決は、正会員A及びB1館1票とし、正会員A及びBの出席館(委任状を含む)の過半数の同意によって決定する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- 4 正会員C、D、賛助会員、個人会員および名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
- 5 協議会の役員及び評議員等の会員は、総会等に極力出席するように努めるものとする。

[会計]

第7条 本会の経費は、原則として協議会の地区運営費によってまかなわれる。

[会計年度]

第8条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

[会則の変更]

第9条 本会則の変更は、総会に諮らなければならない。その決定は、正会員A及びBの出席館(委任状を含む)の3分の2以上の賛成を要する。

[附則]

第10条 本会則は、昭和52年4月1日から実施する。

附則

この会則は、平成 3 年 11 月 28 日から施行する。

この会則は、平成 10 年 11 月 30 日から施行する。

この会則は、平成 12 年 11 月 24 日から施行する。

この会則は、平成 24 年 6 月 15 日から施行する。

日本薬学図書館協議会
北陸・信越地区協議会会則

[名称]

第1条 日本薬学図書館協議会（以下「協議会」という。）会則（以下「会則」という。）第30条および第31条に基づき設置し、日本薬学図書館協議会北陸・信越地区協議会（以下「地区会」という。）と称する。

[構成]

第2条 地区会は、会則第5条に定める会員のうち北陸・信越地区の会員（以下「会員」という。）をもって構成する。

[目的]

第3条 地区会は会員相互の緊密な連絡と協力により地区会の振興と親睦をはかり、合わせて協議会の事業を補佐し、薬学教育および研究に寄与することを目的とする。

[事業]

第4条 地区会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究会、講習会等の開催
2. 薬学系図書館の管理、運営、技術、知識および情報に関する調査研究
3. 内外関係諸団体との情報の交換および研究会等の連携
4. 協議会が定める研究集会および諸事業
5. その他、目的を達成するために必要な事業

[当番館および事務局]

第5条 地区会の運営を次のように行う

1. 地区会の運営のために当番館を置き、事務局は当番館の所在地に置く。地区の代表者は当番館の館長またはこれに代わるものが、その任にあたる。
2. 当番館は、会員で互選し、その任期は2年とする。
3. 当番館は地区会を代表し、以下に掲げる事務を行う。
 - ア. 協議会との連絡、報告
 - イ. 第6条に定める会議の主宰
 - ウ. 地区会の庶務、会計
 - エ. その他、地区会に関する事項
4. 会則第14条に定める評議員のうち1名は、当番館から選出する。
5. その他、必要事項は地区会会議によって定めるものとする。

[会議]

第6条 地区会の会議開催は次のように行う

1. 地区会の会議は1年に一度開催することを原則とし、必要に応じて臨時会議を開催することができる。会議は当番館が招集する。
2. 会議の議長および運営は当番館があたる。
3. 会議は会員のうち協議会正会員A及びBの総数の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数以上の同意を持って決定する。出席および議事には委任状を含めるものとする。ただし、議決権は協議会正会員A及びB1館1票とし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
4. 会員のうち協議会正会員C、D、賛助会員、個人会員および名誉会員は、会議に出席し意見を述べることができる。

[会計]

第7条 地区会の経費は、協議会の運営費をもって充てる。

会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

[会則変更]

第8条 この会則の変更は会議により、会員のうち協議会正会員A 及びB の総数の3分の2以上の同意をもって行う。

附則

この会則は平成13年10月12日から施行する。

この会則は平成15年9月19日から施行する。

この会則は平成20年6月25日から施行する。

この会則は平成24年6月15日から施行する。

この会則は平成25年6月7日から施行する。

日本薬学図書館協議会
近畿・中四国・九州地区協議会会則

[名称]

第1条 本会は日本薬学図書館協議会（以下「協議会」という）会則第30条及び第31条に基づき設けるもので、日本薬学図書館協議会近畿・中四国・九州地区協議会と称する。

[目的]

第2条 本会は、近畿・中四国・九州地区の薬学図書館事業の振興と親睦をはかり、あわせて薬学教育及び研究に寄与する事を目的とする。

[事業]

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、地区の独自性に配慮しつつ、日本薬学図書館協議会（以下「協議会」という）会則第4条に準じ、次の事業を行う。

- (1) 薬学図書館の管理・運営・技術に関する調査研究
- (2) 図書館資料の協定購入・共同目録作業・総合目録の作成
- (3) 図書文献の交換・補充・相互貸借・複写利用等の共同斡旋
- (4) 内外関係諸団体との資料・情報の交換及び連絡
- (5) 研究会・講習会・展示会などの開催

その他目的達成のために必要な事業

[構成]

第4条 本会は、協議会会則第5条に定める会員のうち近畿・中四国・九州地区に属する会員（以下「会員」という）をもって構成する。

[役員]

第5条 本会に次の役員を置く。

- 幹事館 1
- 副幹事館 1
- 監査館 1

- 2 役員は総会において選出する。
- 3 幹事館は本会を代表し、対外的な交渉・連絡にあたり、本会事業を執行する。
- 4 副幹事館は幹事館を補佐し、幹事館が特別な理由のためその職務が遂行できない事態が生じたときは、これを代行する。
- 5 監査館は本会の会計を監査する。

第6条 役員は任期は一年とし、再任を妨げない。

[事業所]

第7条 本会の事務所は幹事館内に置く。

[総会]

第8条 総会は幹事館が招集し、年1回開催するものとする。ただし、必要あるときには臨時に開催することができる。

- 2 総会の議長は、幹事館の館長またはこれに準ずる者があたる。
- 3 総会は協議会（以下同じ）正会員A及びBの館数の3分の2以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、表決権は、正会員A及びB可否同数のときは議長がこれを決する。
なお、議決権は1館1票とする。
- 4 正会員A及びBの館数の3分の2以上の請求があるときは、幹事館はすみやかに臨時総会を開催しなければならない。
- 5 正会員C、D、賛助会員、個人会員および名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

6 協議会の役員及び評議員等の会員は、総会等に極力出席するように努めるものとする。

[決議録]

第9条 本会に決議録を備え、その作成および保管は幹事館が行う。

[委員会]

第10条 本会には総会の同意を得て、地区事業達成上必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会に委員長と副委員長を置く。委員長は委員会を代表し、これを取りまとめ、副委員長は委員長を補佐する。
- 3 委員会を構成する委員およびその人数・名称については、委員会の性格に基づき、総会において決定する。ただし、委員長と副委員長については総会において選任し、議長の名において委嘱することができる。
- 4 議決および決議録等本委員会の運営に関することは、本会則第8条ならびに第9条に準ずるものとする。ただし、議決権は1委員1票とする。

[会計]

第11条 本会に会計館を置き、幹事館または副幹事館はこれを兼ねることができる。

第12条 本会の経費は原則として協議会の地区運営費および寄付金その他をもって充て、会計年度は協議会の会計年度に準ずる。

[会則の変更]

第13条 本会則を変更するときは、総会で正会員A及びBの出席館（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

本会則は、昭和45年4月1日から実施する。

本会則は、昭和62年7月10日から実施する。

本会則は、平成3年6月20日から実施する。

本会則は、平成11年5月20日から実施する。

本会則は、平成12年5月18日から実施する。

本会則は、平成21年7月17日から実施する。

本会則は、平成25年5月17日から実施する。

「地区運営委員会」細則

[名称]

第1条 日本薬学図書館協議会近畿・中四国・九州地区協議会（以下、地区協議会という）会則第10条により、地区運営委員会を設置する。

[目的]

第2条 本委員会は地区協議会の運営・活動を円滑化することを目的とする。

[任務]

第3条 本委員会は幹事館を補佐し、地区活動で計画の推進を支援する。

[役員]

第4条 地区協議会会則第10条第2項に基づき、本委員会に委員長と副委員長とを置く。

- 2 委員長は幹事館より選出する。ただし、幹事館に不都合があるときは、幹事館が委員長を指名することができる。

[委員]

第5条 委員の選出は、地区協議会会則第10条第3項による。

運営委員は若干名とし、本年度、前年度、次年度の幹事館、および本年度監査館および正会員Bの中から1館を含むものとする。なお、必要に応じ地区選出の理事および評議員に出席を要請するものとする。

- 2 必要あるときは、欠員補充に限り委員長が任命することができる。
- 3 欠員補充により就任した委員の任期は、前任者の残存期間とする。

[会議]

第6条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は委員長が議長となる。
- 3 委員会は委員数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 議決は出席者の過半数の同意をもって決定し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 5 委員会は議事録を作成し、その作成は委員長が行う。

[細則の変更]

第7条 本細則を変更するときは、総会の議を経なければならない。

附則

本細則は平成5年5月13日より施行する。

本細則改正は平成7年5月11日より施行する。

本細則改正は平成19年5月18日より施行する。

本細則改正は平成21年7月17日より施行する。

日本薬学図書館協議会所有電子媒体資料利用規程

制定日：平成12年5月26日

[目的]

第1条 この規程は日本薬学図書館協議会（以下本会）が所有する電子媒体資料（以下資料）の利用について必要な事項を定める。

[資料の種類]

第2条 利用対象資料は次に掲げる各号とする。

- (1) 薬学図書館雑誌目録
- (2) 加盟館員名簿
- (3) その他本会が所有する資料

[利用の範囲]

第3条 利用できる範囲は次に掲げる各号とする。

- (1) 図書館活動に使用する印刷物（目録等）の作成
- (2) 図書館活動に使用する各種電子媒体（CD-ROM等）の作成
- (3) 図書館活動に関する調査、研究のための利用
- (4) その他図書館活動あるいは学術に関わる目的を有するもの

[利用資格]

第4条 第2条の資料を利用できる者は次に掲げる各号とする。

- (1) 協議会会員（会員機関の職員を含む）
- (2) 前項以外の図書館等の機関あるいは学術に関わる団体等

[利用の申請]

第5条 利用しようとする者は、別紙様式による利用申請書を協議会事務局（以下事務局）に提出するものとする。

- 2 図書館等の機関あるいは団体による申請はその長または実務責任者が行うものとする。

[利用の承認]

第6条 申請に対しては事務局が利用の可否を決定するものとする。ただし事務局は必要に応じて出版担当理事あるいは理事会に可否の判断を委ねることができる。

- 2 事務局は利用承認後、理事会に報告するものとする。

[著作権および遵守事項]

第7条 資料の著作権は協議会に属する。

- 2 利用者は資料の利用にあたって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 申請した利用目的以外の目的のために使用しないこと。
 - (2) 営利を目的として利用しないこと。
 - (3) 資料を転貸また譲渡しないこと。
 - (4) その他著作権に関わる事項を侵害しないこと。

[製作物の提出]

第8条 利用者は、資料を利用して作成した印刷物、各種電子媒体、調査・研究成果の報告書等1部を事務局へ提出するものとする。

[利用承認の取消等]

第9条 理事会は、第7条に定めるところに違反した利用者に対して、利用承認を取り消しまたはその利用を停止することができる。

[経費の負担]

第10条 資料の利用は有料にする場合がある。

2 複製のための補助記憶装置は、原則として利用者が準備するものとする。

[改廃]

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

この規程は平成12年5月26日から施行する。

日本薬学図書館協議会旅費規程

[目的]

第1条 この規程は、日本薬学図書館協議会（以下本会）の事業で、会員または非会員が役務または依頼により会議等に出席する際の旅費について定める。

[旅費の定義]

第2条 本規程でいう旅費とは以下の各号とする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費

[交通費の算定基準]

第3条 交通費の算定基準は以下の各号とする。

- (1) 原則として所属機関を起点として会議等の用務地までの公共交通機関で、経済的かつ効率的な通常的手段と経路の実費とする。個人会員等、本会事業にかかる所属機関がない場合は起点を自宅とする。
- (2) (1)には特急または航空機の利用も含める。
- (3) 特急料金の適用は原則として該当経路の片道100km以上の場合とする。
- (4) 航空運賃の適用は原則として起点から用務地まで鉄道では4時間以上を要する場合とする。
- (5) 事故や天災等やむを得ない事情により手段や経路を変更した場合、申し出による実費とする。これには特急券または航空券のキャンセル料も含める。
- (6) 航空運賃については領収証を添えて申し出ること。
- (7) 以上について500円未満の端数は切り上げる。

[宿泊費の支給]

第4条 宿泊費の支給は以下の各号によるものとする。

- (1) 会議等の日程および開催地により宿泊が必要と認められる場合、申し出により宿泊費実費を支給する。ただし1泊14,000円を上限とする。
- (2) 航空運賃等とのパックを認める。ただし通常算定による交通費を差し引いた金額で、1泊14,000円を上限とする。
- (3) 領収証を添えて申し出ること。

[旅費の不支給]

第5条 所属機関等から旅費の支給がある場合、重複する経費を支給しない。

[例外の取扱]

第6条 第2条～第5条に定めていない事項が生じた場合、専務理事と財務担当理事が対応を協議して定める。

[改廃]

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

この規程は2019年6月8日から施行する。

平成24年2月17日施行の日本薬学図書館協議会旅費規程は廃止する。

日本薬学図書館協議会謝金規程

[目的]

第1条 日本薬学図書館協議会会則第4条に定める事業を実施するに当たり、支出する謝金について必要な事項を定める。

[謝金の種類]

第2条 謝金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (3) 本会総会における講演・講義等の謝金
- (4) 本会理事会、同評議員会における講演・助言等の謝金
- (5) 本会の各委員会の活動における講演・講義等の謝金
- (6) 本会の各地区協議会における講演・講義等の謝金
- (7) 本会が主催、共催、後援する事業に関する講演・講義の謝金
- (8) 本会の出版物、本会のホームページへの執筆、イラスト・デザイン等、および出版に伴う作業の謝金

[謝金の額]

第3条 謝金の額は次の各号に掲げるものとし、第4条に掲げる理由が無い限り、これに準ずることとする。

- (8) 第2条1号から5号に対する謝金の額は、次の通りとする。
概ね30分以内の講演・講義等の額は8,000円。ただし、本会会員の場合は4,000円
概ね60分以内の講義・講演等の額は10,000円。ただし、本会会員の場合は5,000円
概ね60分を超える講演・講義等の額は15,000円。ただし、本会会員の場合は8,000円
- (9) 1号に定める謝金の額は、1つの講演・講義等を担当する者の人数に関わらず同額とする。
- (10) 第2条5号に対する講演・講義等の謝金が、他の団体等の定めに基づき支払われる場合は、事前に決められた本会分担分を謝金の額として負担する。
- (11) 第2条6号に対する謝金の額は、多岐にわたるため別途定める。

第4条 第2条の各号に対する謝金の額が、個人、団体、法人等の規則により対価に定めがあり、第3条に定める謝金の額に収まらない場合は、次の各号の通りとする。

- (1) 謝金の額が20,000円未満の場合、担当者（委員会委員長、地区協議会当番館等）、担当理事、専務理事で協議し、妥当と判断された場合、必要額の支出を認める。理事会、評議員会には事後報告すること。
- (2) 謝金の額が20,000円を超える場合、担当者（委員会委員長、地区協議会当番館等）、専務理事、財務担当理事で協議し、妥当と判断された場合、理事会に諮り了承を得ること。年度予算を超える場合は、同時に理事会で補正予算の承認も得ること。

[改廃]

第5条 本規定および第3条4号の別表の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

この規程は平成30年3月8日から施行する。

災害時における図書館（室）等協力マニュアル

日本薬学図書館協議会

このマニュアルは地震等災害時における日本薬学図書館協議会相互の協力等について定めたものである。

1. 地区連絡網

加盟館の地区連絡網は日本薬学図書館協議会会則第30条に準拠し、次の通り設ける。

- (1) 北海道・東北地区
- (2) 関東地区
- (3) 北陸・信越地区
- (4) 東海地区
- (5) 近畿・中四国・九州地区

2. 地区連絡館の設置

各地区の連絡館は原則として、各地区の当番館を充てる。

3. センターの設置

被災連絡センターは日本薬学図書館協議会の事務局とする。事務局が甚大な被害に遭った場合は、会長が指名した館に依頼するものとする。

4. 被災状況等の連絡

被災した図書館（室）等は、当該地区連絡館に被災状況等について、連絡するものとする。地区連絡館が被災した場合は日本薬学図書館協議会の事務局（センター）に連絡するものとする。

5. 地区連絡館

地区連絡館は被災状況等を事務局に連絡するものとする。

6. 事務局

事務局は被災状況を把握し、会長および総務担当理事に連絡するものとする。

7. 相互協力による支援

a. 支援要請

被災した館は日本薬学図書館協議会に対して、人材等の無償支援要請ができるものとする。

b. 相互協力

被災図書館（室）から各地区連絡館に人材等の支援要請があった場合は、連絡館は事務局に連絡し、事務局は会長及び総務担当理事に連絡する。会長は総務担当理事と支援体制について協議し、各地区連絡館に協力依頼をする。

c. 支援体制

協力の詳細については地区連絡館、および協力館と調整のうえ、実施するものとする。ただし、支援協力はあくまでも任意によるものとし、加盟館の負担とならないようにするものとする。

8. マニュアルの変更

このマニュアルの変更は理事会において行うものとする。

附則

このマニュアルは平成24年2月17日から施行する。

日本薬学図書館協議会個人情報保護方針

日本薬学図書館協議会（以下、本会）では、以下の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報保護の基本原則

本会では、個人情報を扱うに当たって、次の基本原則に則ります。

(1) 個人情報の目的外利用の禁止

個人情報を収集する際は、予め個人情報保護方針にて目的を明示し、目的以外の利用を禁止します。

(2) 個人情報の共有範囲の限定、共有範囲以外の第三者への提供禁止

収集した個人情報を共有できる範囲を予め定め、書面および電子メールで本人の同意を得た場合を除き、その共有範囲以外である第三者へ個人情報を提供しないこととします。

2. 個人情報収集および利用の目的

本会では、次の目的において個人情報を収集し利用することがあります。

- (1) 本会への入会申込
- (2) 会員名簿、要覧の作成および更新
- (3) 本会主催もしくは共催の研修会等の参加申込
- (4) 本会発行の機関誌『薬学図書館』の購読申込
- (5) ウェブサイトの問い合わせフォームからの照会
- (6) その他本会の管理運営や事業のために必要なこと

3. 収集する個人情報の種類

本会では、本方針第2号の目的で収集する個人情報とは、次のものを指します。

- (1) 氏名
- (2) 勤務先および所属機関
- (3) 郵便番号および住所
- (4) 電話番号
- (5) ファックス番号
- (6) 電子メールアドレス
- (7) URL

4. 収集した個人情報の共有範囲

本会では、本方針第2号の目的で収集した第3号の情報は、次の範囲内で共有できることとします。

- (1) 本会会員
- (2) 本会理事会、評議員会、各委員会、事務局
- (3) 本会主催もしくは共催の研修会等での共催者、講師および参加者
- (4) その他本会理事会が運営上必要であると判断した者

5. 個人情報の開示および訂正、利用停止、管理

- (1) 本会に個人情報を提供した本人または本人が認めた代理人は、開示請求権および訂正と利用停止の請求権を持つものとします。
- (2) 収集した個人情報の開示請求および訂正、利用停止の請求は、郵送または書面画像電子メール送信でのみ受け付けるものとします。
- (3) 開示請求および訂正請求を行う場合、提供者の確認を行うため、本会が定める確認書類を添付するものとします。確認書類は提供者の確認ができ次第、シュレッダー等で厳正に処理します。
- (4) 個人情報は安全に管理し、漏えいを防ぎ、セキュリティ対策を講じます。

6. 個人情報保護方針の適用範囲

- (1) 当方針は、本会内での個人情報保護について定めたものです。

(2) 既に公開されている個人情報は適用外とします。

(3) 本会のウェブサイトに関連している外部のウェブサイトの個人情報は適用外とします。

7. 個人情報保護方針の準拠法

(1) 当方針は、個人情報保護法等、日本国の法律や東京都の条例を準拠法とします。準拠法の改正等に伴い、当方針を改訂することがあります。

(2) 本会は、準拠法の法令を遵守いたします。

以上

制定日：平成24年1月24日